

所得税法 56 条の廃止を求める意見書(案)

中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小業者を支える家族従業者の働き分(自家労賃)は、税法上、所得税法 56 条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていない。配偶者で 86 万円、その他の家族は 50 万円というわずかな額が事業主の所得からの控除額として認められているのみである。この控除額が家族従業者の所得とされるため、社会的・経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。

派遣労働等、女性や若者の働き分に対して、それに見合う対価がきちんと支払われないことが格差社会を生み出したひとつの要因として問題になり、改善するしくみをつくるのが急務といわれている。一人一人の働き分を正當に評価することは人権の問題である。自営業の家族従業者にとって、自家労賃の認められない所得税法 56 条の廃止は人権の回復ともいえるものである。所得税法 56 条は戦前の家制度・所帯単位課税制度の名残りであり、一人一人の人権を尊重する現在の憲法に相反するものとなっている。

税法上では青色申告すれば給料を経費とすることが出来るが、同じ労働に、青色と白色で差をつけること自体が矛盾している。

税法だけでなく、民法・社会保障上にもかかわり、人権の問題として、憲法にも関わる所得税法 56 条の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2008 年 12 月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)